くとらえて、「助言」もADRの一つとして含めています。

■ 調整型

当事者間の合意により紛争の解決を図ろうとするもの例:調停、あっせん

■ 裁断型

あらかじめ第三者の審理・判断に従うという一般的な合意の下に手続を開始するもの例: 仲裁

提供主体による分類

■ 司法型

裁判所内で行われるもの 例:民事調停、家事調停

■ 行政型

独立の行政委員会や行政機関などが行うもの

例:全国の消費生活センターや国民生活センターの相談、あっせん

→全国の消費生活センターや国民生活センターではどんなことをしているのですか?

公害等調整委員会、建設工事紛争審査会

■民間型

弁護士会、消費者団体、業界団体などが運営するもの

例:弁護士会仲裁センター、各種PLセンター

民間の事業者が行うADRについては、

<u>裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR法)</u>(←条文)という法律が定められています。

裁判と ADR の違いは?

裁判とADRには、多くの点で違いがあります。

裁判を起こすのに相手の同意は必要ありませんが、あっせん・調停・仲裁手続では相手の同意がなければ手続を始められません。

裁判は、原則的に公開で行われますが、ADRは非公開で行われます。

裁判では、第三者である裁判官が解決案となる判決を下します。

判決には強制力があり、当事者がこれを拒否することはできませんが、控訴・上告することが できます。

ADRのうち、調停・仲裁手続では解決案が提示されますが、調停手続で提示された解決案には強制力がありません。